平成２１年（フ）第４９４８号
大阪府茨木市西福井２丁目３番２―511号
債務者　竹内みえ子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９５１号
大阪市城東区関目５―15―30、住民票上の住所大阪市旭区高殿４丁目21番３号
債務者　西田　耕治
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３８号
大阪府泉南郡熊取町大久保中５丁目1126番地の20
債務者　高宮　聖洋
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川1124号
債務者　上平　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
大阪府泉南市信達市場1486番地の２サウスタウンＳ101号
債務者　中野　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
大阪府泉南郡岬町深日1873番地の20
債務者　中原亜紀子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
大阪府泉佐野市上町２丁目10番20―507号
債務者　澤野　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
大阪府阪南市緑ケ丘３丁目９番６号
債務者　勝本由美子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番１―104号
債務者　奥野　マキ（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
大阪府泉南市北野１丁目３番16号
債務者　五輪　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
大阪府和泉市伏屋町２丁目17番10号
債務者　久保本ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
大阪府岸和田市小松里町2448番地パレエトワール501号
債務者　堀尾　義夫
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
大阪府和泉市府中町５丁目６番41―206号
債務者　出口　真矢（旧姓西口）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
大阪府泉南市岡田５丁目７番11号、前住所大阪府泉大津市河原町４番15号
債務者　小原まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
大阪府岸和田市額原町153番地モンテテール額原106号、前住所大阪府貝塚市北町６番29―204号
債務者　森實　勇二
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―407号
債務者　櫻井　宗一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
大阪府泉南市北野１丁目３番16号
債務者　村田　治二
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地38棟107号
債務者　中尾　正美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係